

魚津市公告第 59 号

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び魚津市契約規則(平成 29 年魚津市規則第 4 号)第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 10 月 1 日

魚津市長 村椿 晃

件 名 市有地売払いに係る条件付き一般競争入札

詳細は、別添「市有地売払一般競争入札実施要項(諏訪町地内ほか)」のとおり

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市総務部財政課 管財・契約検査係
TEL (0765)23-1088 FAX(0765)23-1051
E-Mail : zaisei@city.uzu.lg.jp

市有地売払一般競争入札実施要項 (諏訪町地内ほか)



タテモン行事ユネスコ無形文化遺産

魚津市 イメージキャラクター 「ミラたん」

- 参加申込期間 令和3年10月1日(金)
～ 令和3年11月1日(月)
- 入札日 令和3年11月16日(火)

魚津市総務部財政課

TEL: 0765-23-1088 FAX: 0765-23-1051
E-mail: zaisei@city.uzu.lg.jp

もくじ

はじめに	1
売払い物件、現況写真	1
位置図	2
物件調書	3
市有地売払い（一般競争入札）の概要	4
1 入札参加の申込み	5
2 入札及び開札の日時・場所	7
3 落札者の決定	9
4 売買契約の締結及び売買代金の支払い	9
5 所有権移転登記	10
6 契約上の主な特約	10
7 その他注意事項	11
各種様式等	
小切手についてのお願い	12
市有財産条件付き一般競争入札参加申込書（様式1）	13
誓約書（様式2）	14
役員一覧表（様式3）	15
入札書（様式4）	16
委任状（様式5）	17
質疑書（様式6）	18
入札心得書	19
市有財産（土地）売買契約書（案）	20
別紙図面（地積測量図ほか）	別添

はじめに

- ◎ 魚津市では、下記の市有財産を一般競争入札により売却します。
- ◎ この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- ◎ 入札参加資格（5ページ参照）を有していれば、どなたでも参加することができます。
- ◎ 入札の参加を希望される方は、この実施要項をよくお読みになった上で、お申込みください。
- ◎ 市有地売払一般競争入札とは、申込者が価格を競い合い、魚津市があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

【土地売払いの趣旨】

魚津市が所有する土地を売り払い、主に戸建住宅地分譲地を整備することで周辺の良い住環境を維持し、定住の促進を図るものです。

【売払い物件】

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	予定価格(円) (最低売却価格)
1	富山県魚津市 諏訪町 418 番 17 火の宮町 1702 番 2	宅地 宅地	2823.91	50,600,000 円
			7.02 (合計) 2830.93 ㎡	

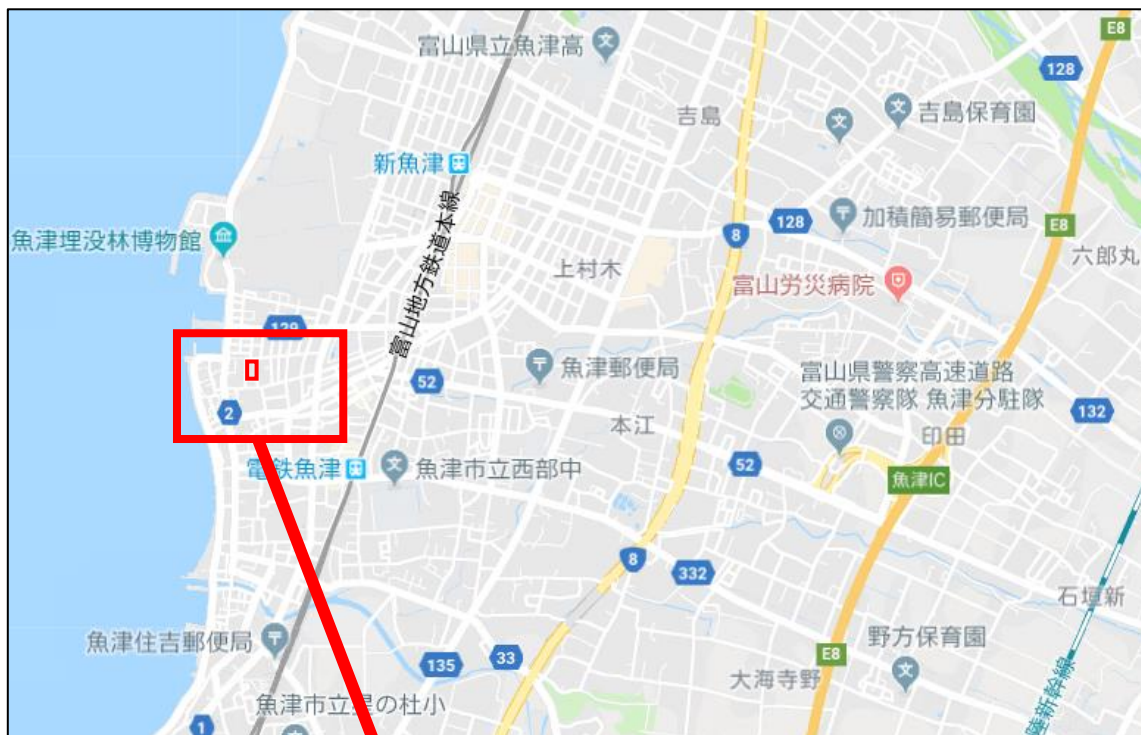
- 本物件は、現状有姿（あるがままの姿）で引き渡します。
- 物件の詳細については、3ページの「物件調書」を参照してください。

【現況写真】

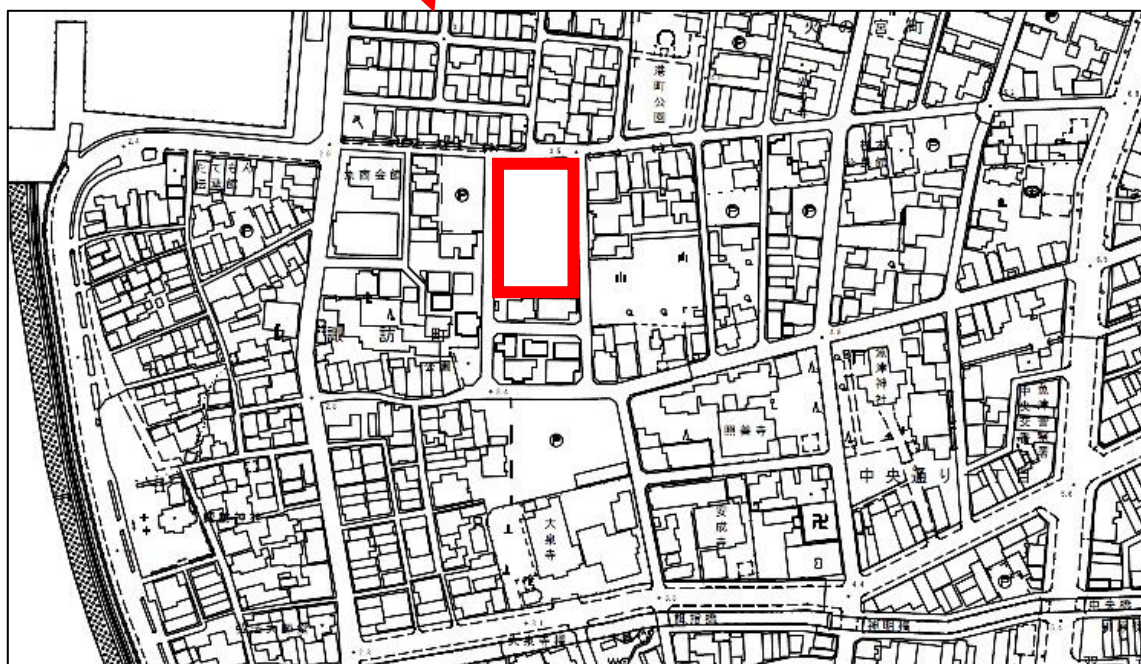


※土地の状況については、申込者の責任において現地確認等を行ってください。

【位置図】



出典：google map



物 件 調 書

物件番号	1
------	---

所在地	富山県魚津市 諏訪町418番17、火の宮町1702番2				
現況地目 及び面積等	宅地	2830.93㎡		工作物	一式
	土地の状況	更地		立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	諏訪町418番17	火の宮1702番2		
	地目	宅地		宅地	
	面積	2823.91㎡		7.02㎡	
令等による制限	区域区分	非線引		用途地域	第一種住居地域
	建ぺい率	60%		容積率	200%
	防火指定	準防火地域		高度制限	—
	その他	開発許可：平成10年5月13日 富山県指令魚土5001号 使用用途 戸建住宅地			
道路状況	北側	舗装市道 幅員：5.2m~9.0m (市道：火の宮町5号線)			
	東側	舗装市道 幅員：6.2m (市道：火の宮町10号線)			
	西側	舗装市道 幅員：6.0m (市道：諏訪町22号線)			
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線 有			
	上水道	接面道路配管 有		北側、東側、西側共に75φ	1箇所引込あり
	公共下水道	接面道路配管 有		東側に200φ、西側に150φ	1箇所公共樹あり
	都市ガス	接面道路配管 無			
公共施設	市役所等	魚津市役所	約1800m	市立図書館	約1000m
	小中学校	市立よつば小学校	約1600m	市立西部中学校	約1000m
交通機関	鉄道 バス	あいの風とやま鉄道 魚津駅		約1700m	
		富山地方鉄道 電鉄魚津駅		約1000m	
		魚津市民バス 魚津港前停留所		約100m	
参考事項	<p>◆本調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。</p> <p>◆開発・建築にあたっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により規制を受ける場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。</p> <p>◆本物件は、民間事業所跡地を市が購入し、平成11年に公共事業用代替地として宅地造成したものです。敷地に関する測量：平成11年3月11日付 地積測量図有</p> <p>◆敷地内に携帯電話基地局（指向性アンテナ 地上14.8m、地下3.0m）がありますが、必要に応じ、市より設置者に撤去を要請します。</p> <p>◆敷地周囲に境界フェンス及び同左基礎、外周部分幅約30cmアスファルト舗装、出入口車止がありますが、現状有姿での引渡しとなります。</p> <p>◆下水道受益者負担金：無（詳しくは上下水道課へお問い合わせください。）</p> <p>◆本件土地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。</p> <p>◆本件土地は、土壌汚染調査は実施していません。買受人により調査が必要と判断した場合、買受人の費用負担で調査及び対応を行ってください。</p> <p>◆地下埋設物の調査については、敷地内3箇所にて深度約2mの埋設状況を確認し、廃棄物等がないことを確認しておりますが、売買契約締結後の事業整備において地下埋設物等が発生した場合、その撤去に生ずる費用は買受人の負担とします。</p>				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

市有地売払い（一般競争入札）の概要

1 入札参加の申込受付

持参する場合

受付期間 令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

受付時間 平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

受付場所 魚津市役所 財政課 管財・契約検査係（市役所本庁舎2階）

郵送による場合

受付期間 令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）必着

送付先 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

魚津市役所 財政課 管財・契約検査係あて

- ・簡易書留によること。
- ・封筒の表面に「入札申込書在中」と朱書きすること。

2 入札及び開札、落札者決定

入札日時 令和3年11月16日（火） 午前10時

入札会場 魚津市役所 2階 第1会議室

- ・参加にあたっては、入札保証金（7ページ参照）を納付すること。
- ・入札実施後は直ちに開札を行い、落札者を決定する。

3 契約の締結

契約締結日 令和3年11月24日（水）まで

- ・落札決定の日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）に契約を締結すること。
- ・契約締結時に契約保証金（10ページ参照）を納付すること（契約時に売買代金を納付する場合は、この限りではない）。
- ・入札時に納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

4 売買代金の納付

納付期限 契約締結後60日以内

- ・市が発行する納入通知書により納付すること。
- ・契約保証金は、売買代金に充当する。

6 所有権の移転登記

所有権移転時期 売買代金の支払いが完了したとき

- ・登記の手続きは、市が囑託により行う。
- ・登録免許税等所有権移転に要する一切の費用は、落札者の負担となること。

1 入札参加の申込み

入札参加資格

入札には、個人・法人を問わず参加いただけます。また、2者以上の共有名義（※）で参加することもできます。

※1 所有権を登記する際に共有とする場合は、必ず共有名義で申込みしてください。

※2 入札書の入札者欄に記載の方が代表して入札保証金及び売買代金の納付を行ってください。

単体の事業者の入札参加申込みに当たっては、次の（1）から（5）まですべてを満たすことを要件とします。

なお、申込みされた方が、入札参加者（落札された場合は物件の購入者）となります。落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行います。

（1）日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人

（2）宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有する者

（3）本実施要項を承諾し、遵守できる者

（4）指定期日までに売買代金の納付が可能である者

（5）次の各号に掲げる事項に該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 他の申込者の共有名義者として重複している者

ウ 以下の申立てがなされている者

①破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に規定する破産手続開始の申立て

②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続きの申立て（同法第174条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

④その他、上記に類する申立て

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から4号まで及び6号に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者

カ 国税、富山県税、魚津市税を滞納している者

なお、入札参加申込者（以下「申込者」という。）の資格要件は、関係機関などへ照会し確認する場合があります。

受付期間・申込用紙等の配布

- 要項等配布 令和3年10月1日（金） ※ホームページからダウンロード可
- 申込期間 令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- 時 間 平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
- 場 所 魚津市役所 財政課 管財・契約検査係（本庁舎2階）

申込方法

（1）申込書類の提出方法

持参又は簡易書留による郵送の方法に限ります。

【受付場所】 〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市役所 財政課 管財・契約検査係（市役所2階）

【受付期間】 令和3年10月1日（金）～令和3年11月1日（月） 必着
平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時

申込み受付後、市有地売払一般競争入札参加申込書（兼受付書）の写し（受付印を押印したもの）を交付します。

この写しは、入札当日に必要なになりますので、大切に保管してください。

- 郵送の場合の宛先は、上記の【受付場所】と同じです。
なお、令和3年11月1日（月）必着とします。この受付期間内に到達しない入札参加申込は無効となりますので、ご注意ください。

（2）申込みに必要な書類

①市有地売払一般競争入札参加申込書（様式1）

- ・必要事項を記入・押印（印鑑登録の印）し、必要書類を添えて提出してください。
- ・落札した場合に売買契約当事者となる方の氏名（共有名義の場合は共有者全員の
名前及び持分割合を明示してください。）で申し込んでください。

②誓約書（様式2）

③添付書類

個人の場合 各1通	・住民票 ・印鑑登録証明書 ・市（区町村）税の納税証明書（未納税額がないことの証明）
法人の場合 各1通	・履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本） ・役員一覧表（様式3） ・印鑑登録証明書 ・市（区町村）税の納税証明書（未納税額がないことの証明）

- ※ 各証明書は発行後3ヶ月以内のものとしします。
- ※ 市（区町村）税の納税証明書は、住所地（法人の場合は、本社所在地）の市（区町村）発行のもの。ただし、課税の該当者のみで結構です。
- ※ 共有名義で申込む場合は、共有者全員の上記③必要書類が必要となります。
- ※ 提出された書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

④宛先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）
（簡易書留郵便による申込みの場合にのみ同封ください。）

2 入札及び開札の日時・場所

(1) 入札日時 令和3年11月16日（火） 午前10時
開札は入札後、直ちに行います。

(2) 入札場所 魚津市役所 2階 第1会議室

(3) 受付

- 入札当日の受付は、入札時刻の20分前から入札場所で行います。
入札開始時刻までに受付を済ませてください。
（代理人が入札する場合は、入札執行前に、必ず委任状を提出してください。）
- 入札開始時刻に遅れますと入札に参加できません。

(4) 入札当日持参していただくもの

- ① 市有地売払一般競争入札参加申込書（兼受付書）の写し（受付印押印のもの）
- ② 登録印鑑（実印）
 - ・本人（代表者）が参加する場合 … 印鑑登録印（実印）
 - ・代理人が参加する場合 … 委任状に押印した代理人使用印と同じ印鑑
- ③ 入札保証金
 - ・ 予定価格の10%以上に相当する金額（5,060,000円以上）を、入札当日の受付にて納付していただきます。
 - ・ 入札保証金は、現金ではなく、魚津市内に所在する店舗を支払地とする銀行の自己宛小切手（振出日から5日以内で持参人払式のものに限ります。）を入札当日に持参してください。（「小切手についてのお願い」（12ページ））
 - ・ 共有名義の場合は、代表者が納付してください。
 - ・ 落札者の入札保証金は、その金額を契約保証金、売買代金に充当します。
 - ・ 落札しなかった者の入札保証金は、入札終了後、入札保証金を納付したときに発行する受領書と引き換えに返還します。
- ④ 入札書（様式4）
 - ・ 入札の際、入札書そのものを入札箱に投函していただきます。
 - ・ 入札書を封筒に入れる必要はありません。
 - ・ 添付の様式を用いてください。当日、入札会場でお渡しすることもできます。
- ⑤ 委任状（様式5）
 - ・ 法人の代表権のない方や、個人で代理の方が入札される場合に必要となります。

- ・共有名義の場合で、入札参加申込時の代表者以外の方が入札に参加される場合も委任状が必要となります。
- ⑥ 口座振替申込書（納付書で入札保証金を納付された方）
- ⑦ 筆記用具（黒又は青のインク）
- ⑧ 本人確認書類（ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの。運転免許証など）
- ⑨ 本書（市有地売払一般競争入札実施要項）

入札にあたっての注意事項

本書に添付の入札心得をよくお読みください。

- (1) 委任状により代理人が入札する場合は、【代理人】欄にも、その代理人の住所・氏名・【代理人使用印】を記入押印してください。
- (2) 入札書に押印する印鑑について
 - ・本人（代表者）が入札する場合、印鑑登録印（実印）を押印してください。
 - ・代理人が入札する場合、代理人の印（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。
- (3) 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3, …）の字体を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入してください。
- (4) 入札において使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。
- (5) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- (6) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ① 入札に参加する資格を有していない者の入札、又は、委任状を持参しない代理人の入札
 - ② 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
 - ③ 入札保証金が予定価格の100分の10に満たない入札
 - ④ 予定価格を下回る価格での入札
 - ⑤ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - ⑥ 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されている入札
 - ⑦ 入札金額を訂正した入札
 - ⑧ 入札書の記載事項が確認できない入札
 - ⑨ 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2通以上の入札書を提出した入札
 - ⑩ 入札者又はその代理人が他人の代理も兼ねて参加した者の入札
 - ⑪ 連合等の不正行為があった者の入札
 - ⑫ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき
 - ⑬ その他市有地売払一般競争入札実施要項に違反した入札

3 落札者の決定

(1) 落札者は、次の方法で決定します。

- ① 有効な入札を行い、魚津市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

(2) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を公表しますので、ご了承ください。

その他

- 入札回数は1回とします。
- 入札の実施が困難な特別の事態が生じた場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- 入札を中止した場合に、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても魚津市は補償の責めを負いません。

4 売買契約の締結及び売買代金の支払い

- 落札された方は、落札決定の日から5日以内（土日祝日は含まない。）に契約を締結していただきます。
- 落札された方が期限までに契約を締結しない場合、落札者はその効力を失い、入札保証金は魚津市に帰属することになります。
- 契約保証金には入札保証金を充当します。

(1) 契約締結の期限 令和3年11月24日（水）まで

(2) 契約締結の場所 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市役所 財政課 管財・契約検査係（本庁舎2階）

契約締結及び売買代金支払いにあたっての注意事項

- 1) 契約は、本書に添付の市有財産（土地）売買契約書により締結します。
- 2) 売買契約は、必ず落札者名義で締結してください。
共有名義で参加した場合は、必ず共有者全員（各持分）の名義とします。
- 3) 売買代金は、市が発行する納入通知書により納付していただきます。
契約保証金を売買代金の一部として充当しますので、売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により、契約締結後60日以内に納付していただきます。

(注)

- イ. 売買代金の分割納付はできません。
- ロ. 売買契約締結日の翌日を起算日として60日目が、土・日曜日及び祝日で、金融機関の休業日となる場合には、直前の営業日が支払期限となります。
- ハ. 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は市に帰属します。

二、契約保証金には利子は付しません。

ホ、契約保証金、売買代金とも入札保証金と同様、市が発行する納付書により、魚津市指定金融機関又は魚津市収納代理金融機関へお支払いください。

- 4) 市有財産（土地）売買契約書（魚津市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。（5,000万円超～1億円以下：3万円）
- 5) 落札者が、その落札した物件を契約上の条件に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。この場合、入札保証金は違約金として魚津市に帰属します。

5 所有権移転登記

- (1) 所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続は、売買代金が完納された後に市が行うものとし、所有権移転に要する一切の費用（登録免許税等）は落札者の負担とします。
- (3) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義（各持分）で所有権の移転登記を行います。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

6 契約上の主な特約

市有財産（土地）売買契約書において次の条件を設けますのでご注意ください。

この特約に違反した場合には、市は落札者に対し、違約金として売買代金の3割に相当する金額を請求するとともに、この契約を解除します。

この場合、買受人は上記の違約金を支払うとともに、直ちに売買物件を契約時の状態に復して返還しなければなりません。

用途の制限

土地利用にあたっては、次の用途は除外する。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途での使用
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の用途での使用
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の用途での使用

7 その他注意事項

- (1) 物件の引渡しは現況のままで行います。必ず事前に現地の確認をしてください。
- (2) 建物の建築にあたっては、都市計画法・建築基準法及び富山県条例、魚津市条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (3) 落札者は、売買契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (5) 落札者が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 落札物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守しなければなりません。
- (7) 魚津市は、落札物件の利用状況について、随時、実地調査を行う場合があります。実地調査の際は、買受者は協力していただくこととなります。
- (8) 入札に関する質疑については、令和3年10月22日（金）午後5時までに書面により持参、電子メール又はファックスにてお願いします。
（様式6参照、様式は、問いません。）
質疑に対する回答については、魚津市のホームページに随時掲載します。
また、財政課において縦覧します。質疑者個別には回答しません。
- (9) 開札の結果については、その内容を公表することを了解のうえで入札に参加してください。
【公表時期】 落札後、市が必要と認める時期
【公表内容】 落札者の名称及び住所、落札金額
- (10) この要項に定めのない事項については、魚津市契約規則（平成29年3月23日魚津市規則第4号）その他関係法令等の定めるところによるほか、市と買受人とが協議して定めるものとします。

TEL 0765-23-1088（直通） FAX 0765-23-1051

E-mail zaisei@city.uozu.lg.jp

魚津市ホームページ <https://www.city.uozu.toyama.jp/top.aspx>

小切手についてのお願い

入札保証金は、銀行の自己宛小切手で納付いただきますので、この用紙を金融機関の窓口でお示しになり、次のとおり小切手を振り出してもらってください。

〔銀行の自己宛小切手〕

金融機関が自己を支払人として振出すもので、「預金小切手」(預手)とも言います。一般には、金融機関に現金を持参することにより作成することができます。

- ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ②持参人払式であること。
- ③振出日から5日以内であること。

※支払地について 必ず魚津市内に所在する店舗を支払地としてください。
支払地が魚津市でない場合には受領できません。

<例 入札保証金が5,060,000円の場合>

小切手		銀行
※支払地	魚津市〇〇〇 △△銀行 □□支店	渡り
¥ 5,060,000-		
上記の金額をこの小切手と引き換えに		
※持参人	様へお支払いください	※令和 年 月 日
※振出人	魚津市〇〇〇 △△銀行 □□支店 支店長 ●● ●●	

※振出人について

魚津市指定金融機関及び収納代理金融機関である、
北陸銀行、富山銀行、北國銀行、富山第一銀行
にいかわ信用金庫、富山県信用組合、北陸労働金庫
魚津市農業協同組合、富山県信用漁業協同組合連合会
が振り出す小切手にしてください。

※振出日から5日以内のものを入札日当日にお持ちください。

※受取人について 持参人払いとしてください。

(様式1)

市有地売払一般競争入札参加申込書（兼受付書）

令和 年 月 日

魚津市長 あて

<申込人>

住 所 _____

氏 名 _____

〔法人名及び代表者名〕 _____

印

電 話 _____

Ⓐ

※以下共有者がある場合

住 所 _____

氏 名 _____

〔法人名及び代表者名〕 _____

印

電 話 _____

Ⓑ

以下物件に係る市有地売払一般競争入札に参加したく、申し込みます。

所在地 : 富山県魚津市諏訪町418番17外1筆

<注意事項>

- 1 個人名義・法人名義ともに、印鑑登録のある印（法人名義の場合は代表者印）を使用してください。
- 2 共有名義で申し込まれる場合、Ⓐ欄には共有名義者を代表して事務対応を行う方の所定事項の記入・押印を、Ⓑ欄にはそれ以外の方の所定事項の記入・押印をしてください。

(様式2)

誓約書

令和 年 月 日

魚津市長 へ

住 所

氏 名

印

〔法人名及び代表者名〕
〔印鑑登録印（実印）を使用してください。〕

私は、魚津市が実施する市有地売却に参加するにあたり、以下の事項に相違ない旨、確約の上、市有地売却一般競争入札実施要項及び貴市における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

万一、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申し立てないことを誓約いたします。

- 1 私は、次に掲げる入札に参加することのできない者のいずれにも該当しません。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ていない者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者若しくはその関係者
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条による観察処分を受ける団体及びその構成員若しくはその関係者
- 2 私は、入札参加資格確認のため、本誓約書、入札参加申込書等が関係機関に照会される場合があることに同意します。
- 3 私は、当該市有地を購入したときは、これを上記（2）及び（3）に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。

(様式3)

法人用

役員一覧表

令和3年 月 日

魚津市長 あて

入札参加申込書の添付書類として、下記を提出します。

記

(フリガナ) 氏名	役職名	住所	生年月日

※「役員」とは、株式会社にあつては取締役・執行役・会計参与・監査役、合名会社、合資会社、合同会社にあつては業務を執行する社員、社団、財団にあつては理事・監事等をいいます。

※「役員」全員について記載してください。(1枚に記載しきれないときは本様式をコピーのうえ別途記載してください。)

※共有者がある場合、共有する法人の役員についても別葉にして記載してください。

(様式4)

入 札 書

令和 年 月 日

(注) 入札・開札の日

魚津市長 あて

住 所

氏 名

印

〔法人名及代表者名〕

※個人名義・法人名義いずれも、印鑑登録印(実印)(法人名義の場合は代表者印)を使用してください。

<入札者が代理人である場合>

住 所

氏 名

印

※代理人の場合は、委任状の代理人使用印を使用してください。

物件所在地 富山県魚津市諏訪町 418 番 17 外 1 筆

上記物件について、以下の金額をもって入札します。

金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

<注意事項>

入札金額は、右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「金」または「¥」を記入してください。

(様式5)

委 任 状

令和 年 月 日

(注) 入札・開札の日

魚津市長 あて

<申込人(委任者)>

住 所 _____

氏 名

〔法人名及び代表者名〕 _____ 印

※個人名義・法人名義いずれも、印鑑登録のある印(法人名義の場合は代表者印)を使用してください。
※委任者が法人代表者であって社内代理人を入札に参加させる場合も、委任状が必要です。

私は、次の者をもって代理人と定め、下記市有地売払一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

代理人使用印



記

物件所在地 : 富山県魚津市諏訪町418番17外1筆

(様式6)

F A X 番号 : 0765-23-1051

魚津市役所 財政課 管財・契約検査係あて

市有地売払一般競争入札

質 疑 書

令和 年 月 日

魚津市長 あて

質問者	(個人名・法人名)	
	(代表者名)	
	(所属部署)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	(F A X 番号)
	(電子メールアドレス)	

< 質疑 >

入札実施 要項の頁	質疑内容

入札心得書

第1条 入札希望者は、「市有地売払一般競争入札実施要項」及びこの「入札心得」を熟読のうえ入札してください。

第2条 現物と公告物件の数量が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札は出場入札とします。入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札書は、【所定様式】に必要な事項を記載し、記名押印し、所定の入札箱に投函してください。

第5条 入札金額は、入札書に右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「金」または「¥」を記入してください。

第6条 提出した入札書は、事由の如何にかかわらず、引き換え、変更又は取り消しをすることはできません。

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有していない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加申込書等事前に指定した書類を提出していない者のした入札
- (4) 入札の時間前に定められた金額の入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (6) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札書に記名押印のない入札
- (9) 積算内訳書のない入札
- (10) 一物件につき、一人で2通以上の入札書を提出した入札
- (11) 一物件につき、一人で他人の代理も兼ねて参加した者の入札又は一人で二人以上の代理をした者の入札
- (12) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を書し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (13) 前各号に掲げる者のほか、「本要項」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- (14) 前各号に掲げる者のほか、「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

第8条 開札は、次のとおりとします。

- (1) 入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、市が指定した者を立ち会わせて開札します。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った者にお知らせします。

第9条 落札者は、予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同額の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、同額の入札者は全てくじを引かなければならず、辞退することはできません。

市有財産（土地）売買契約書（案）

魚津市（以下「甲」という。）と□□□□□□□（以下「乙」という。）との間において、次の条項により市有財産（土地）売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在	地目	地積（公簿）（㎡）
魚津市諏訪町418番17	宅地	2823.91
魚津市火の宮町1702番2	宅地	7.02
	計	2830.93

（売買代金）

第3条 売買代金は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。なお、契約保証金には入札保証金を充当する。

2 この場合において、契約保証金は、第5条第2項に規定する遅延利息及び第10条に規定する違約金の予定又はその一部と解釈しない。また、入札保証金及び契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 甲は、乙が第5条第1項に規定する売買代金の納付義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 甲は、乙が第5条第1項に規定する売買代金の納付義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（売買代金納付期限等）

第5条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結後60日以内に、甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、甲は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（所有権の移転及び登記）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき、甲から乙に移転するものとする。

2 所有権の移転登記は、乙が売買代金完納後、甲において囑託により行うものとする。ただし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件は、前条の規定により所有権移転登記完了後、乙に引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第8条 本契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでにおいて、売買物件が甲の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、この契約締結後、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契

約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(用途の制限等)

第10条 乙は、次に定める用途の制限を遵守するとともに、売買物件又は売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡し、又は貸し付ける場合には、用途の制限を承継させなければならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する施設の用に供してはならない。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の用に供してはならない。

2 乙は、前項に定めるところにより、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

3 乙は、売買物件にかかる市有地売払一般競争入札実施要項に記載された各条件を遵守しなければならない。

(違約金)

第11条 乙は、本契約に定める義務に違反したときは、違約金として売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

2 前項の違約金は、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(使用禁止)

第12条 乙は、売買代金を完納するまでは、売買物件を使用することができない。

(実地調査)

第13条 甲は、第10条に定める用途制限の履行状況を確認するため、臨時に実地調査することができる。

2 乙は、正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(催告による解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務(以下この条及び次条において「債務」という。)を履行しない場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 入札参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき。

(2) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をし

なければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（乙が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。）をいう。以下、この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(9) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

(10) 取締役等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(11) 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(12) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

（返還金等）

第16条 甲は、前2条に定める解除権を行使したときは、乙が前条に規定する義務を完全に履行した後、納入した売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

3 甲は、解除権を行使したとき、乙が負担した契約に要する費用は返還しない。

4 甲は、解除権を行使したとき、乙が支払った違約金、売買物件に支出した経費及び有益費その他一切の費用を返還しない。

（原状回復の義務）

第17条 乙は、甲が第14条又は第15条の定めにより解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が、売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により、滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の所有権の抹消登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第18条 乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

（返還金の相殺）

第19条 甲は、第16条第1項の定めるところにより、売買代金を返還する場合において、乙が、第11条に定める違約金を甲に支払う場合及び前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、その全部又は一部と返還金とを相殺するものとする。

（契約の費用）

第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第21条 売買物件に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(相隣関係等)

第22条 乙は、売買物件引渡し以後においては、十分な注意をもって当該地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(権利の譲渡)

第23条 乙は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(契約に要する費用)

第24条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売出人 甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 村椿 晃 ⑩

買受人 乙

乙の共有持分割合

買受人	持分割合
	分の
	分の